

旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項

本社営業所：平成 30 年 11 月 13 日及び平成 30 年 11 月 19 日、定期的な監査を実施。

8 件の違反が認められた。

- (1) 運行管理補助者の選任届出違反（道路運送法第 23 条第 3 項）
- (2) 運送引受書の記載事項の不備（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）
第 7 条の 2 第 1 項）
- (3) 乗務時間等告示の遵守違反（運輸規則第 21 条第 1 項）
- (4) 点呼の実施等義務違反（運輸規則第 24 条）
- (5) 乗務等の記録の記載事項不備（運輸規則第 25 条第 2 項）
- (6) 運転者に対する指導監督等義務違反（運輸規則第 38 条第 1 項）
- (7) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第 38 条第 2 項）
- (8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第 38 条第 2 項）

令和 1 年 7 月 17 日 輸送施設の使用停止（60 日車）